



第5次エコアクション一宮

〈一宮市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)〉

2021(令和3)年度～2030(令和12)年度

令和3年3月(令和6年3月改訂)

目次

第1章 背景	1
1 地球温暖化問題に関する国内外の動向.....	1
2 計画の位置づけ.....	3
3 旧計画（第1次～第4次エコアクションー宮）の概要.....	4
第2章 計画の基本的事項	5
1 基準年度及び計画期間.....	5
2 計画の対象範囲.....	5
3 計画の対象とする温室効果ガス.....	5
4 削減目標.....	6
5 温室効果ガスの算定方法.....	7
第3章 これまでの温室効果ガス排出量の状況	8
1 第4次エコアクションー宮（前計画）による取組結果.....	8
2 第5次エコアクションー宮（改訂前）による取組結果.....	9
3 2015年度（基準年度）における温室効果ガス排出量.....	10
4 2022年度（改訂前年度）における温室効果ガス排出量.....	12
第4章 取組項目	13
1 再生可能エネルギー導入及び省エネルギー推進に関する取組.....	13
2 移動の脱炭素化に関する取組.....	14
3 廃棄物の減量及びリサイクルの推進に関する取組.....	15
4 職員による環境マネジメントに関する取組.....	15
第5章 地球温暖化対策実行計画の推進体制	17
1 計画の推進体制.....	17
2 計画の進行管理.....	17
3 実施状況の公表.....	18

第1章 背景

1 地球温暖化問題に関する国内外の動向

地球温暖化とは、二酸化炭素などの熱を吸収する性質を持つ温室効果ガスが、私たちの日常生活や事業活動などの社会的活動によって大量に排出されることにより、大気中の温室効果ガス濃度が高まり、地球の気温が上昇する現象です。地球温暖化は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。

2015年9月、国連サミットにて「持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)」が採択され、社会、経済、環境に関する様々な課題を2030年に向けて総合的に解決する強い意志が共有されました。

そして、同年12月、第21回気候変動枠組条約締約国会議(COP21)において京都議定書以来の国際的な枠組みとなる「パリ協定」が採択され、2020年以降の温室効果ガス排出削減のための目標が示されました。同協定は、歴史上初めて先進国・途上国の区別なく、温室効果ガス削減に向けて自国の決定する目標を提出し、目標達成に向けた取組を実施することなどを規定した公平かつ実効的な枠組みであり、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出量と吸収源による除去量との均衡を達成する「脱炭素社会」に向けた転換点となるものです。

我が国においては、2020年10月、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言するとともに、2021年10月、「地球温暖化対策計画」が改定され、2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度から46%削減することを目指すこと、50%の高みに向けて挑戦を続けていくことなどが示されました。

愛知県では、国の動向を踏まえて、2022年12月、「あいち地球温暖化防止戦略2030」が改定されました。主な改定点として、2030年度の温室効果ガス排出量の削減目標が2013年度比で26%削減から46%削減に大幅に引き上げられたことや新たな目標として再生可能エネルギー導入量も2021年から1.7倍に増設すること、脱炭素プロジェクト、水素社会の実現等の重点施策が示されました。

本市では、2021年1月、「SDGs日本モデル」宣言に賛同し、同年11月、「一宮市SDGsパートナー制度」を創設し、各パートナーのSDGsの達成と一宮市域の課題解決に向けた取組を推進しています。

市域における脱炭素化社会実現のため、2023年1月に、一宮市、東邦ガス株式会社、アーバンエナジー株式会社、株式会社愛知銀行の4者の共同出資により地域新電力会社「いちのみや未来エネルギー株式会社」を設立しました。また、同年2月には、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロを目指す「いちのみやゼロカーボンシティ」を宣言し、市民・事業者・行政が協働し、一体となって脱炭素社会の推進と気候変動への適応の課題について取り組むことを表明しました。この脱炭素化の流れを踏まえ、2024年1月、市域における温室効果ガスの削減や気候変動対策に取り組む計画である「いちのみや気候変動対策アクションプラン2030」を改訂し、新たに再生可能エネルギー導入量の目標などを設定しました。

本市の事務事業に関しては、一宮市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）として、2001年4月に「エコアクション一宮」を策定し、現在は「第5次エコアクション一宮」に基づいて、温室効果ガスの排出削減に向けた様々な取組を推進しています。この度、国等の計画改定等を踏まえ、新たな削減目標の設定を行うため、本計画を改訂します。

なお、本市は、尾張地域唯一の中核市として、国の温室効果ガス削減目標の達成や、日本の地球温暖化対策へ貢献する役割を担い、「いちのみや気候変動対策アクションプラン 2030」に基づく対策を積極的に行うことが求められています。また、本市の事務事業における温室効果ガス排出量は、市域の温室効果ガス排出量のうち約 5%を占めていることから、市民、事業者への率先垂範となるべく本計画に基づく取組を積極的に推進していく必要があります。



出典：国際連合広報センター

図1 SDGs (17のアイコン)

カーボンニュートラルとは

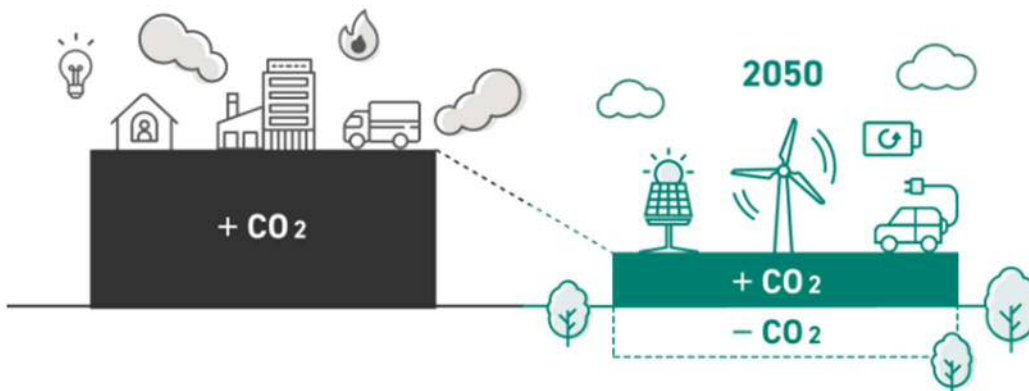
温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味します

2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」※から、植林、森林管理などによる「吸収量」※を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

※人為的なもの

カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化をする必要があります。



出典：環境省脱炭素ポータル

図2 カーボンニュートラルとは

2 計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）第 21 条第 1 項の規定により市町村等に策定が義務付けられており、本市が実施する事務・事業に伴って排出する温室効果ガスの削減目標や削減に向けた取組などを定めています。また、本市における上位もしくは関連する他の計画との連携と整合を図っています。

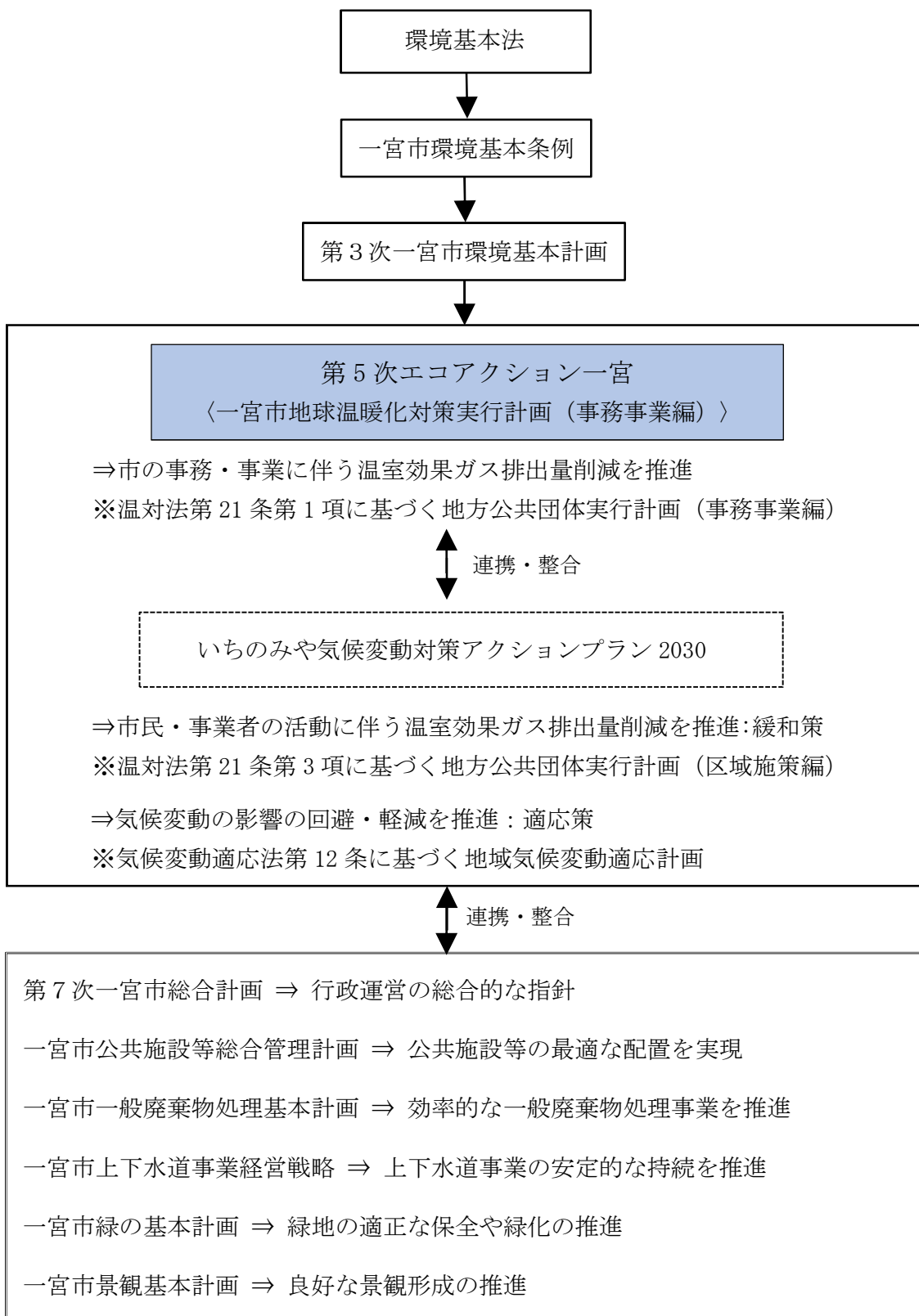


図3 計画の位置づけ

3 旧計画（第1次～第4次エコアクション一宮）の概要

本市の事務事業に関する旧計画の概要及び実績（取組最終年度における温室効果ガス排出量）については、以下のとおりになります。

表1 旧計画（第1次～第4次エコアクション一宮）の概要

計画名	期間	主な取組
第1次 エコアクション一宮	2001年度～ 2005年度	「エコアップ行動デー（毎週水曜日を対象に、庁内放送等にて環境に配慮した事務作業の実施を呼びかける。）」の実施
第2次 エコアクション一宮	2006年度～ 2010年度	「さわやかサマースタイルキャンペーン（6月1日から9月30日までの期間は、上着を着用せず、ノーネクタイを励行する。）」の実施
第3次 エコアクション一宮	2011年度～ 2015年度	「ノーカーデー（毎月第2水曜日を対象に、自動車やバイクを利用しないで、徒歩・自転車・公共交通機関などを利用して通勤する。）」の実施
第4次 エコアクション一宮	2016年度～ 2020年度	「さわやかエコスタイルキャンペーン（5月1日から10月30日までの期間は、上着を着用せず、ノーネクタイを励行する。）」の実施

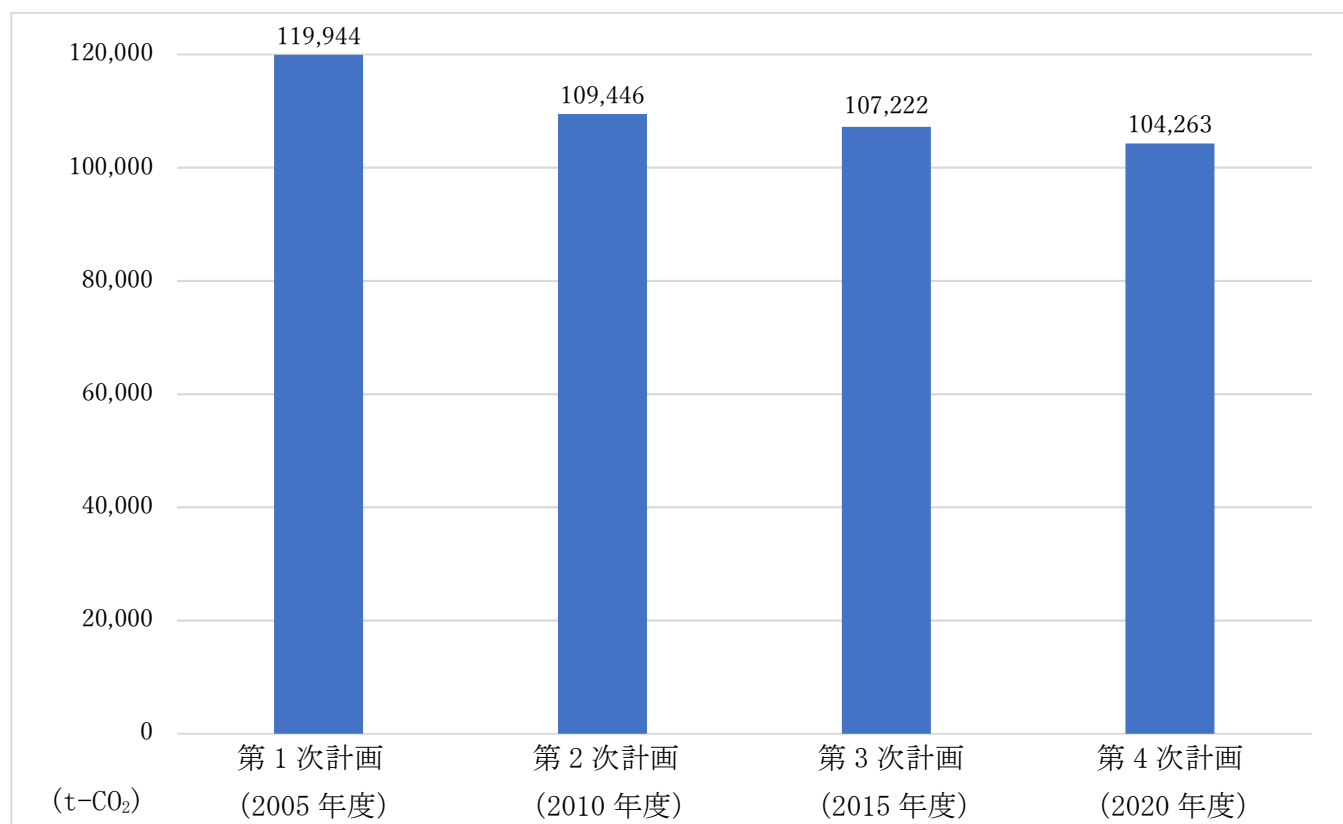


図4 旧計画（第1次～第4次エコアクション一宮）の最終年度における温室効果ガス排出量

第2章 計画の基本的事項

1 基準年度及び計画期間

【基準年度】2015年度

【計画期間】2024年度から2030年度までの7年間（改訂版）

※改訂前の「第5次エコアクション一宮」は、2021年度が計画開始年度になります。

※社会情勢の変化や国の地球温暖化対策の抜本的な見直し等があった場合は、必要に応じて見直しを行います。

表2 基準年度及び計画期間

2015	...	2020	2021	2022	2023	2024	...	2030
基準年度		計画策定	計画開始		計画見直し			目標年度
				【第5次】			【改訂版】	

2 計画の対象範囲

【対象範囲】市が行う全ての事務・事業及び市が所有する全ての施設（指定管理者も含む。）

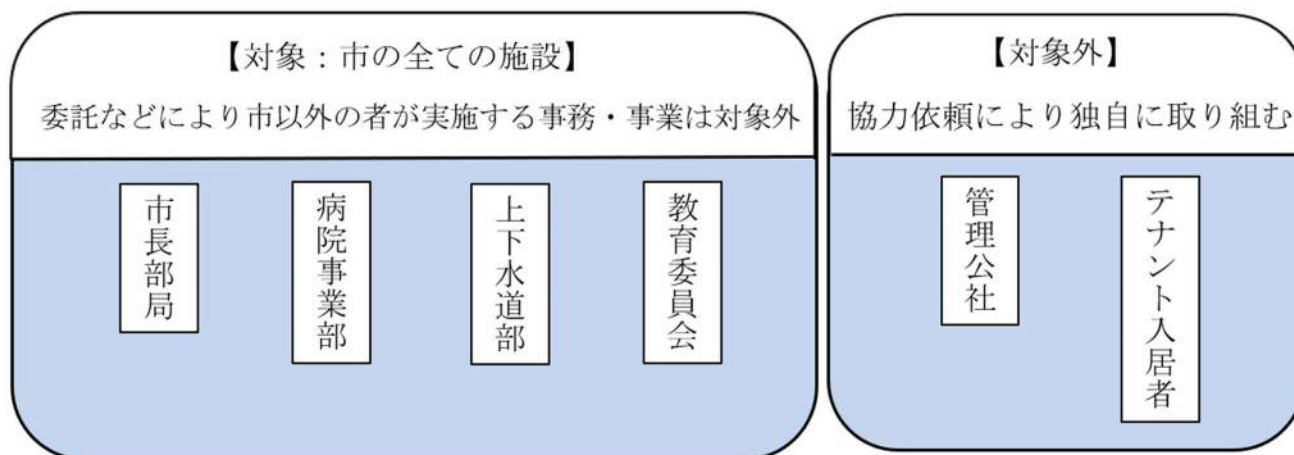


図5 計画の対象範囲

3 計画の対象とする温室効果ガス

温対法第2条第3項で定める温室効果ガスは、7種類となります。この内、パーフルオロカーボン（PFC）、三ふっ化窒素（NF₃）については、排出自体が極めて少なく、また、実態の把握が困難であることから、本計画の対象とする温室効果ガスは、表3の5種類とします。

表3 計画の対象とする温室効果ガス（5種類）

名称	特徴	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO ₂)	電気の使用、化石燃料の燃焼や廃プラスチック類の燃焼などにより発生する。	1
メタン (CH ₄)	一般廃棄物・下水道汚泥の焼却、自動車の走行などにより発生する。	28
一酸化二窒素 (N ₂ O)	一般廃棄物・下水道汚泥の焼却、自動車の走行などにより発生する。	265
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	自動車エアコンの使用などにより発生する。	12,400
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気絶縁体の使用などにより発生する。	23,500

※地球温暖化係数は、二酸化炭素を基準にして、温室効果の程度を示す数値になります。また、HFCの地球温暖化係数は各物質により異なるため、ここでは代表的な値を示しています。

※地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年4月1日施行）に基づいて、令和5年度実績以降の温室効果ガス排出量の算定にあたっては、上記の数値を用います。

4 削減目標

温室効果ガス排出量に関する削減目標は、国の「地球温暖化対策計画」、県の「あいち地球温暖化防止戦略2030」などを踏まえ、以下のとおりに設定します。

温室効果ガス排出量の削減目標

【短期目標】

2030年度までに、2015年度（基準年度）比 **45%**（48,250.1t-CO₂）削減

【長期目標】

2050年度までに、カーボンニュートラルの達成（温室効果ガス排出量 **実質ゼロ**）

【算出方法】

国の事務事業に関する温室効果ガスの排出削減計画では、2030年度までに、2013年度比50%削減（17年間で50%削減）を目標としていることから、1年あたりに割り戻すと、約3%（2.941%）の削減が必要になります。

そのため、第5次エコアクション一宮では、基準年度を2015年度としていることから、目標年度である2030年度の15年間で、国と同等の目標を達成するとし、45%（3%×15年間）を削減目標に設定しました。

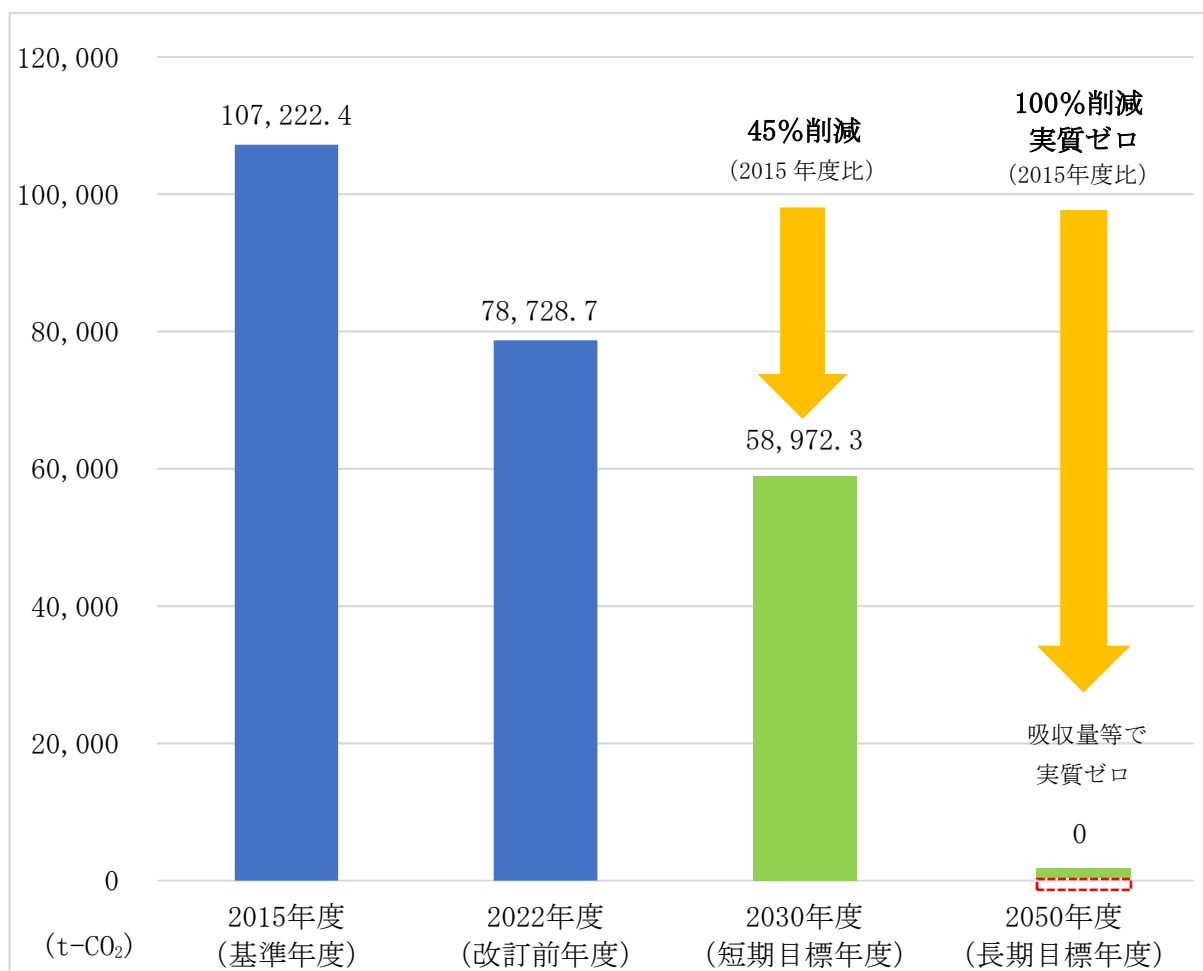


図6 削減目標

5 温室効果ガスの算定方法

本計画において対象とする温室効果ガスの排出量は、1年間の活動量に単位あたりの温室効果ガス排出係数を乗じて、温室効果ガス排出量を算出し、さらに、温室効果ガスの種類毎の地球温暖化係数を乗じ、合算することにより算出しています。

なお、算出にあたっては「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）」（令和5年3月）（旧：温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン）に準拠しています。

$$\text{温室効果ガス排出量} = \text{活動量} \times \text{排出係数}$$

活動量：燃料や電気などの使用量等の温室効果ガス排出の原因となる活動量

排出係数：単位あたりの活動量に伴う温室効果ガス排出量

$$\text{二酸化炭素換算排出量} = \text{温室効果ガス排出量} \times \text{地球温暖化係数}$$

第3章 これまでの温室効果ガス排出量の状況

1 第4次エコアクション一宮（前計画）による取組結果

第4次エコアクション一宮では、2020年度までに、2015年度（基準年度）比で、温室効果ガス排出量8%削減を目標に掲げ、様々な取組を推進しました。なお、第4次エコアクション一宮の成果（2020年度実績）は、基準年度比2.8%の削減となりました。

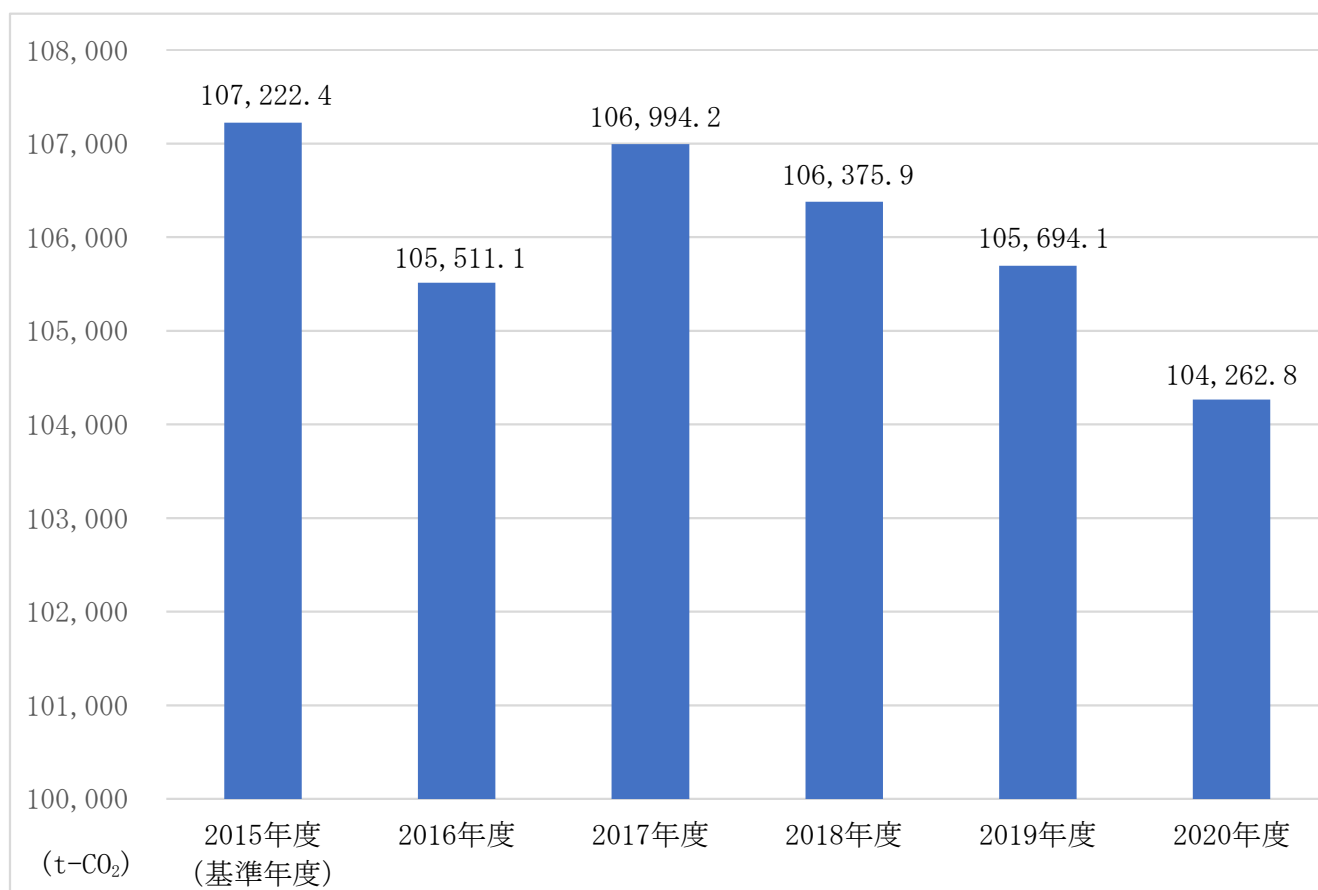


図7 前計画における温室効果ガス排出量推移（2015年度～2020年度）

表4 前計画における温室効果ガス排出量推移の内訳（2015年度～2020年度） (t-CO₂)

	2015年度 (基準年度)	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
二酸化炭素 (CO ₂)	103,046.1	101,508.0	103,073.0	102,487.8	101,780.9	100,359.1
メタン (CH ₄)	854.7	816.1	784.7	768.2	759.3	768.5
一酸化二窒素 (N ₂ O)	3,291.5	3,157.1	3,106.9	3,090.3	3,124.4	3,105.7
ハイドロフルオロ カーボン (HFC)	5.8	5.8	5.4	5.3	5.3	5.3
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	24.2	24.2	24.2	24.2	24.2	24.2
合計	107,222.4	105,511.1	106,994.2	106,375.9	105,694.1	104,262.8

※小数点第2位で端数処理（四捨五入）しているため、合計と一致しない場合があります。

2 第5次エコアクション一宮（改訂前）による取組結果

第5次エコアクション一宮では、2030年度までに、2015年度（基準年度）比で温室効果ガス排出量を24%削減するために、各種の取組を推進してきました。なお、改訂の前年度である2022年度の排出実績は、78,728.7t-CO₂で、2015年度（基準年度）比26.6%の削減となりました。

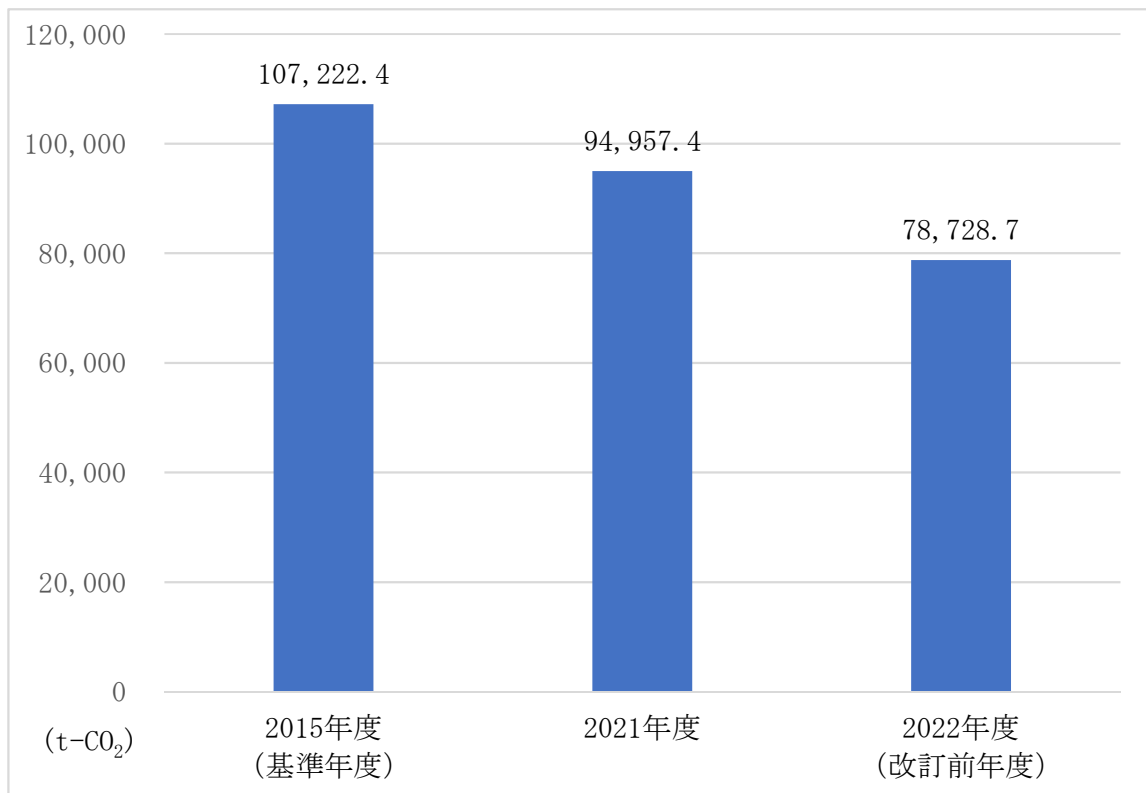


図8 改訂前における温室効果ガス排出量推移 (2021年度～2022年度)

表5 改訂前における温室効果ガス排出量推移の内訳 (2021年度～2022年度) (t-CO₂)

	2015年度 (基準年度)	2021年度	2022年度 (改訂前年度)
二酸化炭素 (CO ₂)	103,046.1	91,218.7	74,951.7
メタン (CH ₄)	854.7	675.4	730.5
一酸化二窒素 (N ₂ O)	3,291.5	3,033.7	3,020.6
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	5.8	5.4	5.4
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	24.2	24.2	20.5
合計	107,222.4	94,957.4	78,728.7

※小数点第2位で端数処理（四捨五入）しているため、合計と一致しない場合があります。

3 2015年度（基準年度）における温室効果ガス排出量

（1）基準年度における温室効果ガス排出量の内訳（種類別・排出起源別）

基準年度の温室効果ガス排出量は、二酸化炭素換算値で107,222.4t-CO₂でした。その種類別の内訳は、「表6 温室効果ガス排出量の状況（2015年度）」のとおりです。

なお、温室効果ガスの排出起源の96.1%が二酸化炭素（CO₂）となっています。

表6 温室効果ガス排出量の状況（2015年度）

温室効果ガス	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	構成比 (%)
二酸化炭素(CO ₂)	103,046.1	96.1
メタン(CH ₄)	854.7	0.8
一酸化二窒素(N ₂ O)	3,291.5	3.1
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	5.8	0.0
六ふっ化硫黄(SF ₆)	24.2	0.0
合計	107,222.4	100.0

※小数点第2位で端数処理（四捨五入）しているため、合計と一致しない場合があります。

また、温室効果ガス排出量の排出起源別の内訳は、二酸化炭素換算値で、廃プラスチック類の焼却が52.4%と全体の半分以上を占め、以下、電気が30.8%、都市ガスが8.2%、A重油が3.2%、その他（し尿や下水の処理など）が5.4%となっています。

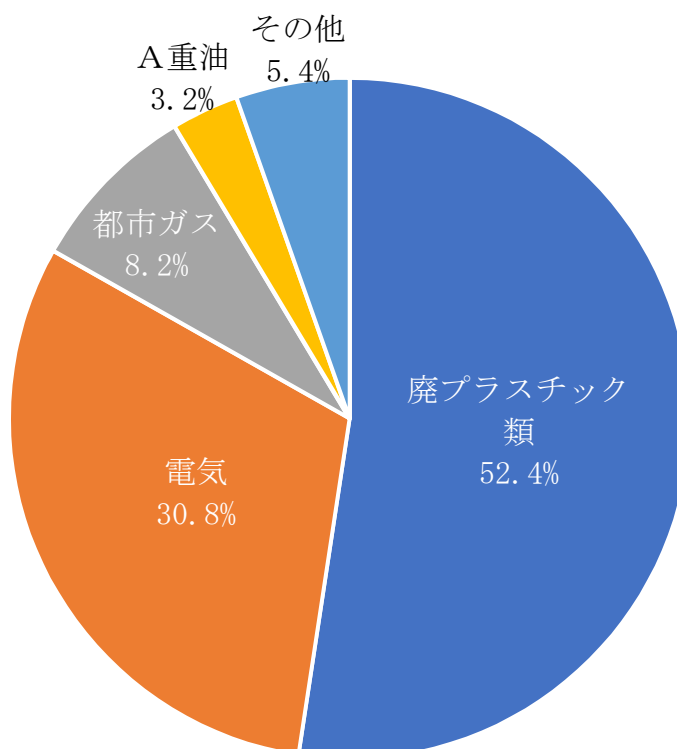


図9 温室効果ガス排出量の排出起源別の内訳（2015年度）

(2) 基準年度における温室効果ガスの排出割合（主要施設別）

2015年度の温室効果ガス排出量は、二酸化炭素換算値で107,222.4 t-CO₂でした。そのうち、施設別の温室効果ガス排出量は、環境センターからの排出が全体の54.8%を占めています。

なお、その他の内訳は、「図10 主要施設における温室効果ガス排出量」のとおりになります。

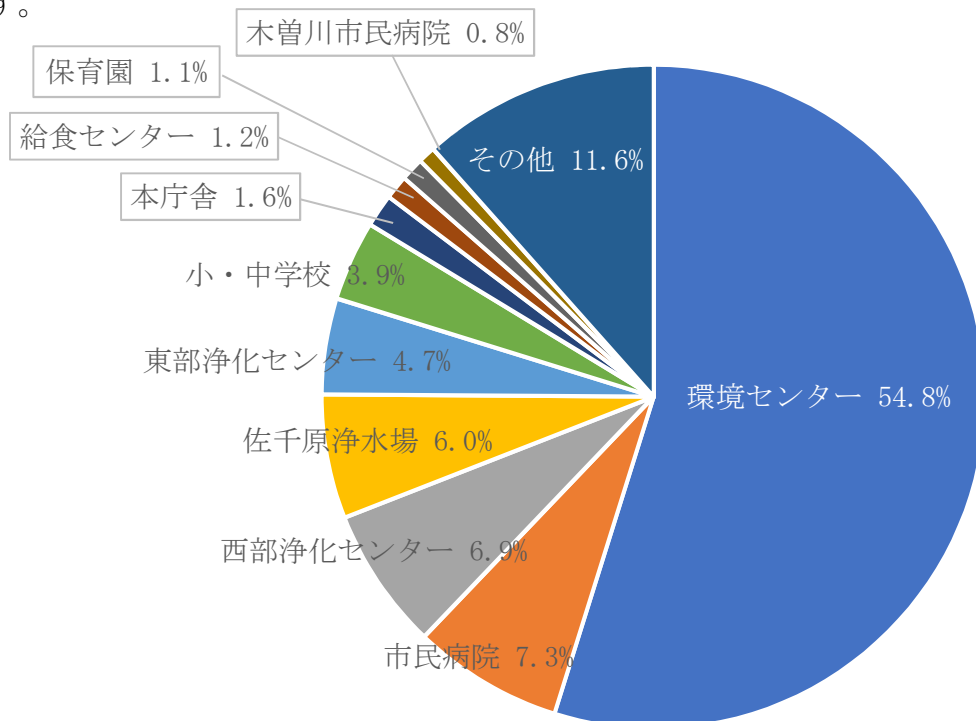


図10 基準年度における温室効果ガスの排出割合の主要施設別の内訳 (2015年度)

表7 主要施設の温室効果ガス排出量 (2015年度) (t-CO₂)

施設名	CO ₂	CH ₄	N ₂ O	HFC	SF ₆	合計
環境センター	57,052.8	2.5	1,718.7	—	19.9	58,793.9
市民病院	7,843.3	0.0	0.3	0.2	—	7,843.8
西部浄化センター	6,130.7	409.6	887.8	—	—	7,428.1
佐千原浄水場	6,475.3	0.0	0.0	—	—	6,475.3
東部浄化センター	4,111.0	286.2	620.5	—	—	5,017.7
小・中学校	4,172.8	2.0	0.8	—	—	4,175.6
本庁舎	1,709.4	0.9	8.9	3.4	—	1,722.6
給食センター	1,345.4	1.5	0.7	—	—	1,347.6
保育園	1,254.3	0.9	0.2	—	—	1,255.4
木曽川市民病院	1,206.0	0.0	0.3	—	—	1,206.3
その他	11,745.1	151.1	53.3	2.2	4.3	11,956.1
合計	103,046.1	854.7	3,291.5	5.8	24.2	107,222.4

※小数点第2位で端数処理（四捨五入）しているため、合計と一致しない場合があります。

4 2022年度（改訂前年度）における温室効果ガス排出量

2022年度の温室効果ガス排出量は、二酸化炭素換算値で78,728.7t-CO₂となっており、基準年度比で26.6%削減しました。また、主要施設における温室効果ガス排出量の内訳は、「表9 主要施設における温室効果ガス排出量の比較」のとおりです。

表8 温室効果ガス排出量の比較

温室効果ガスの種類	2015年度（基準年度） 温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	2022年度 温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	2015年度 (基準年度) 増減率(%)
二酸化炭素(CO ₂)	103,046.1	74,951.7	△ 27.3
メタン(CH ₄)	854.7	730.5	△ 14.5
一酸化二窒素(N ₂ O)	3,291.5	3,020.6	△ 8.2
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	5.8	5.4	△ 6.9
六ふっ化硫黄(SF ₆)	24.2	20.5	△ 15.3
合計	107,222.4	78,728.7	△ 26.6

※小数点第2位で端数処理（四捨五入）しているため、合計と一致しない場合があります。

表9 主要施設における温室効果ガス排出量の比較

施設名	2015年度（基準年度） 温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	2022年度 温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	2015年度 (基準年度) 増減率(%)
環境センター	58,793.9	35,960.2	△ 38.8
市民病院	7,843.8	5,763.0	△ 26.5
西部浄化センター	7,428.1	5,318.1	△ 28.4
佐千原浄水場	6,475.3	5,555.5	△ 14.2
東部浄化センター	5,017.7	2,090.5	△ 58.3
小・中学校	4,175.6	3,858.5	△ 7.6
本庁舎	1,722.6	1,421.0	△ 17.5
給食センター	1,347.6	1,020.6	△ 24.3
保育園	1,255.4	1,570.6	25.1
木曾川市民病院	1,206.3	1,215.4	0.8
その他	11,956.1	14,955.4	25.1
合計	107,222.4	78,728.7	△ 26.6

※小数点第2位で端数処理（四捨五入）しているため、合計と一致しない場合があります。


第4章 取組項目

第5次エコアクション一宮では、カーボンニュートラルを基軸としたグリーン戦略であるGX（グリーントランスフォーメーション）とデジタル技術を活用して社会生活を向上させるDX（デジタルトランスフォーメーション）の両輪を推進することにより、目標達成を目指します。

また、温室効果ガス排出量削減の目標達成に関する具体的な取組は、SDGs（持続可能な開発目標）の「13 気候変動に具体的な対策を」を共通の目標（ゴール）としており、各々の取組については、SDGsにおける他の目標（ゴール）とも関連しています。


	SDGs の関連するゴール
本計画における全取組	

1 再生可能エネルギー導入及び省エネルギー推進に関する取組


取組内容	SDGs の関連するゴール
<p><公共施設へ太陽光発電設備・蓄電設備等の導入> 2030年度までに、設置可能な公共施設（敷地を含む）の約50%以上を目標に、太陽光発電設備の設置を目指します。 災害時対応力を強化するため、充電・蓄電・発電設備の整備を推進します。</p> <p><二酸化炭素排出量ゼロの電気利用> 2030年度までに、いちのみや未来エネルギー株式会社から二酸化炭素排出量ゼロの電力供給を受けている施設数100%を目指します。なお、実現にあたっては、施設所管課が主体となって、二酸化炭素排出量ゼロの電力への切り替えを推進します。</p> <p><省エネ診断の実施・機器運用改善の実施> 公共施設において、エネルギーの適正利用を推進するため、省エネ診断を実施するとともに、設備機器の運用改善による省エネルギー化を推進します。</p>	

<p><公共施設の省エネ化></p> <p>今後、新築する公共施設については、原則、ZEB Oriented 相当以上とし、2030年度までに新築公共施設の平均で ZEB Ready 相当の水準を目指します。</p> <p>※ZEB Oriented : 30~40%以上の省エネを図った建築物、 ZEB Ready:50%以上の省エネを図った建築物</p> <p>新築・改築時や大規模改修時には、建築計画の早い段階から、高効率型の設備機器の導入や高断熱、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入に向けた検討を進めます。</p> <p><LED 照明の導入></p> <p>2030 年度までに、全ての公共施設（倉庫など一部除く）において、照明の LED 化 100%を推進します。</p> <p><緑化の推進></p> <p>屋上緑化や緑のカーテンの設置などにより、公共空間における身近な緑の空間を創出します。</p> <p><公共工事への環境配慮></p> <p>環境に優しい資材、工法などを活用した公共工事を行います。</p>	
---	--


2 移動の脱炭素化に関する取組

取組内容	SDGs の関連するゴール
<p><次世代自動車への転換></p> <p>2030 年度までに、公用車の内、普通自動車、軽乗用車、軽貨物車を対象に、100%次世代自動車（※）へ切り替えを推進します。</p> <p>※次世代自動車とは、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車等を指す。</p> <p><充電インフラ設備の整備></p> <p>2030 年度までに、公共施設において、電気自動車用の充電インフラ設備 20 基を導入します。</p> <p><smart move の推進></p> <p>移動の際は、自動車などの利用を控え、自動車を運転する際は、ふんわりアクセルなどのエコドライブを徹底します。</p>	 <p>The image shows three SDG icons: Goal 7 (Renewable Energy), Goal 11 (Sustainable Cities and Communities), and Goal 12 (Responsible Consumption and Production).</p>

3 廃棄物の減量及びリサイクルの推進に関する取組

取組内容	SDGs の関連するゴール
<p><ごみの削減> ごみ分別アプリ「さんあ〜る」を活用するなどして、分別を徹底し、廃棄物のリサイクルに努めます。</p> <p><不用品の再利用> 庁内情報インフォメーションを活用して、必要とする部署に譲るなど、有効利用を図ります。</p> <p><マイボトルやエコバックの利用> 使い捨て容器やレジ袋の削減に努めます。</p> <p><フードドライブの推進> フードドライブを推進して、食品ロスの削減に努めます。</p>	 <p>The image shows three SDG icons: Goal 11 (Sustainable Cities and Communities) with a cityscape icon, Goal 12 (Responsible Consumption and Production) with an infinity symbol icon, and Goal 14 (Life Below Water) with a fish icon.</p>

4 職員による環境マネジメントに関する取組

取組内容	SDGs の関連するゴール
<p><さわやかエコスタイルの実施> 施設や季節の状況にあわせて、ノーネクタイ等の軽装や重ね着などの工夫で、冷暖房の過度な使用を抑えます。</p> <p><職員への研修及び情報発信> 地球温暖化防止に関する研修を実施し、環境に関する情報を定期的に発信します。</p> <p><省エネ行動の推進> 節電要請等に応じた需給調整（デマンドレスポンスなど）、ノー残業デーの励行、始業時間前、昼休み及び残業時の最小点灯により節電を推進します。 また、水道を利用する際は、節水に努めるとともに、雨水の利活用に努めます。</p> <p><空調の運転> 室温の目安を冷房 28℃、暖房 20℃にします。</p> <p><グリーン購入の推進> グリーン購入の推進を図り、適合率 100%を目指します。</p>	 <p>The image shows three SDG icons: Goal 4 (Quality Education) with an open book icon, Goal 6 (Clean Water and Sanitation) with a water tap icon, and Goal 7 (Affordable and Clean Energy) with a sun icon.</p>

<ペーパーレスの推進>

公共施設における Wi-Fi 整備を進めるとともに、タブレット端末などを利用し、ペーパーレス化を進めます。

<用紙の有効活用>

両面印刷や使用済み用紙の裏面を再利用します。

第5章 地球温暖化対策実行計画の推進体制

1 計画の推進体制

計画の推進に当たっては、一宮市地球温暖化対策実行計画検討委員会において、その基本的な方針などを決定するとともに、計画の実効性を確保するため、各課（公所）などに実行計画推進者を置き、円滑な推進を図ります。

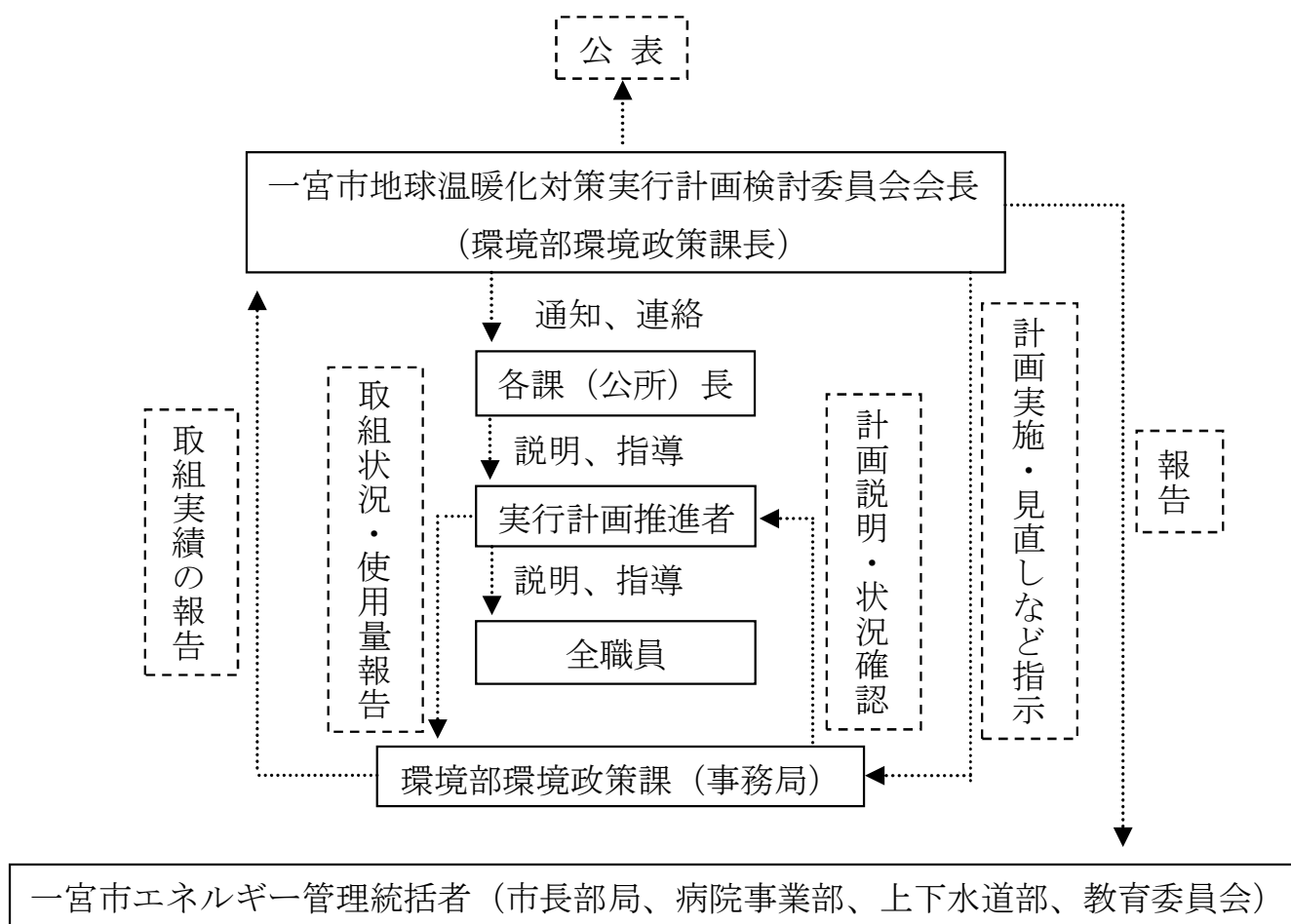


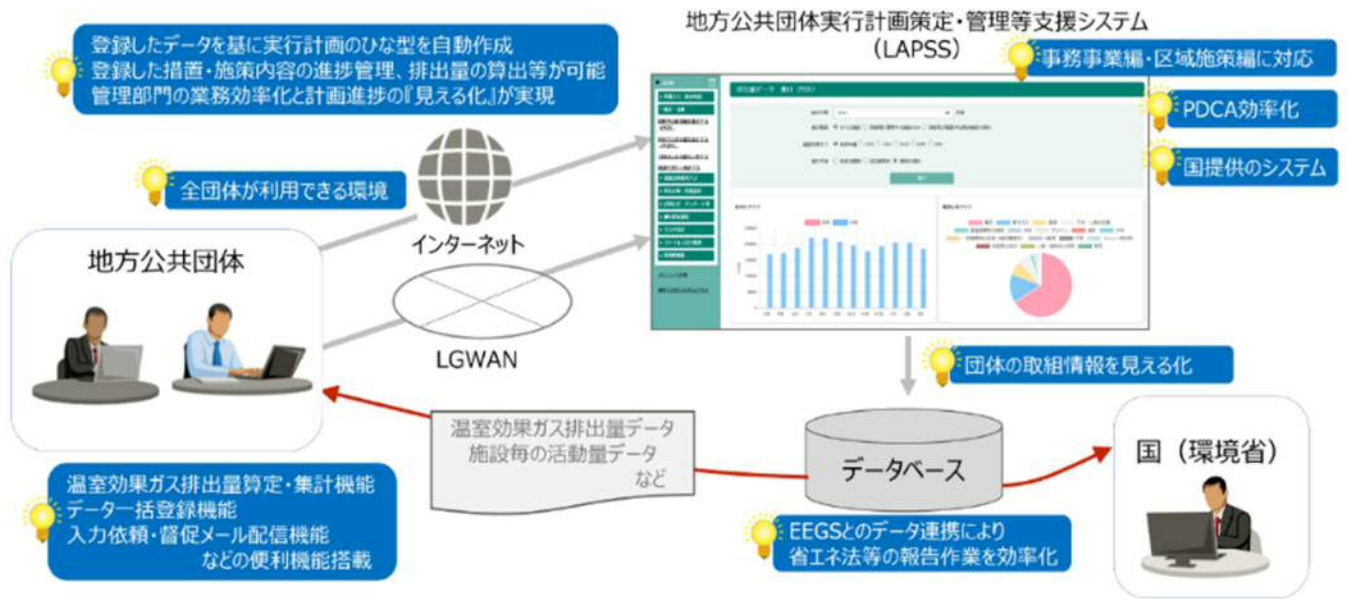
図 1 1 推進体制

2 計画の進行管理

本計画の進行状況を「一宮市地球温暖化対策実行計画検討委員会」へ報告すると共に、点検、見直しなどを行います。計画 (Plan)、実施 (Do)、点検・評価 (Check) 及び改善・見直し (Action) を行うことで、継続的な改善を図りながら推進していきます。

また、温室効果ガス排出量の算定にあたっては、環境省が提供する事務事業編の策定及び温室効果ガス排出量の算定・管理を円滑に推進するための支援システムである「地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム Local Action Plan Supporting System 通称：LAPSS（ラップス）」を活用していきます。

LAPSS を活用することで、排出量計算精度の向上や、事務事業編 PDCA サイクルの高度化を図り、職員一人ひとりの環境に対する意識を高めながら、各取組を推進していきます。



出典：環境省ウェブサイト

図 1 2 LAPSS の概要

3 実施状況の公表

温室効果ガス排出量及び取組内容などについて、市ウェブサイトなどで公表します。なお、温対法第 21 条第 15 項では、毎年 1 回、実施状況を公表することが義務付けられています。



第5次エコアクション一宮

〈一宮市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）〉

2021（令和3）年3月策定

2024（令和6）年3月改訂

発行 一宮市

編集 一宮市環境部環境政策課

〒491-0201 愛知県一宮市奥町字六丁山 52 番地

一宮市環境センター北館

TEL:0586-45-9953